NOZAWA ONSEN MOUNTAIN RESORT

ゲレンデマップ 2027

冬よ、つづけ。

Toward the Next 100

滑走可能用具

スキー Ski	スノーボード Snowboard	★スノースクート Snowscoot	スノーフィート Snowfeet
★スノーモト Snowmoto	★エアーボード Air board	セパレートスノーボード Separate snowboards	★スノースケート Snowskate

上記滑走具以外はソリ専用ゲレンデ及びキッズパークでお楽しみください。
※★印の滑走具には、必ずリーシュコードを装着してください。※表示滑走具以外はリフトに搭乗できません。
※スノーシューは長坂ゴンドラリフト、日影ゴンドラリフト、上ノ平フォーリフトのみ乗車可能です。

凡例

ゴンドラ / リフト / 遊ロード（動く歩道） / 公衆電話 / チケットセンター / トイレ / 上級者コース / 中級者コース / 初級者コース / ポール（要予約） / コース / アクセスポイント / ナイター / パトロール / AED / ジップスカイライド / スキースクール / レンタル / レストラン / 託児所 / 授乳室 / 更衣室 / コインロッカー / 喫煙所 / フリーWi-Fi / インフォメーション / 駐車場 / ソリゲレンデ（・キッズパーク ・レストハウスやまびこ横）

スキー場区域外（バックカントリー）へアクセスする場合は、毛無山山頂に設置してある「アクセスポイント 1 又は 2 」の扉を通過してください。※小雪時には、設置しておりません。※規制ロープを潜る行為は禁止されています。

約5kmのロングコース
※幅が狭く平坦なコースです。自信のない方はゴンドラでの下山をおすすめしております。

新雪エリア（非圧雪）
自己責任特別区域（やまびこ）
※救助を必要とする場合救助費用が発生します。
スキー場区域
スキー場区域外
立入禁止区域

※警告：スキー場区域外、立入禁止区域は、スキー場パトロールが救助に行くことができません。

スキー場利用規則

1.他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない
2.地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
3.前にいる人の滑走を妨害してはならない。
4.追い越すときは、その人との間隔を十分にあけなければならない。
5.滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
6.コースの中で座り込んではならない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときは、すばやくコースをあけなければならない。
7.登るとき、歩くとき、止まるときには、コースの端を利用しなければならない。
8.規制ロープ・掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
9.事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

リフト利用時の注意

あなたの行動は、あなたと他の利用者全員の安全に関わっています。リフトの利用にあたっては、責任と義務がともないます。次のことを守ってください。

＜乗車時＞
1.リフト利用に不安な方は、申し出て下さい。
2.「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
3.乗りそこねたら、直ぐにリフトから離れてください。
4.スキーヤーは、ストックが隣の人の迷惑にならないように注意してください。
5.リュック等はヒザにのせ、衣服等のヒモにも注意してください。
6.スノーボードのハイバックをたたんでください。

＜乗車中＞
1.セフティーバーを下ろし、深く腰をかけてください。
2.乗っている時は、次のことを行わないでください。
（1）イスを揺らすこと。
（2）イスから飛び降りること。
（3）イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
（4）ストック等で柱などにさわること。
3.リフトが止まっても飛び降りないでください。

＜降車時＞
1.「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐに進んでください。

ゲレンデ・コース

1	やまびこゲレンデＡコース	1,300m
2	やまびこゲレンデＢコース	800m
3	やまびこゲレンデＣコース	850m
4	やまびこゲレンデＤコース	1,250m
5	やまびこゲレンデＥコース	1,000m
6	小毛無ゲレンデＡコース	200m
7	小毛無ゲレンデＢコース	200m
8	上ノ平ゲレンデ	2,000m
9	上ノ平ゲレンデファミリーレーン	800m
10	パラダイスゲレンデ	1,200m
12	湯の峰ゲレンデ	700m
13	水無ゲレンデＡコース	800m
14	水無ゲレンデＢコース	700m
15	ブナ林コース	2,500m
16	シュナイダーコース	1,500m
17	チャレンジコース	1,200m
18	チャレンジ39度のカベ	300m
19	ユートピアＡコース	400m
20	ユートピアＢコース	350m
21	林間コース	5,000m
22	牛首コース	1,200m
23	黒鞍コース	550m
24	カンダハーゲレンデ西コース	990m
25	カンダハーゲレンデ東コース	990m
26	スカイラインコース	3,500m
27	グランプリコース	800m
28	ジャンピングコース	500m
29	日影ゲレンデＡコース	600m
30	日影ゲレンデＢコース	200m
31	日影のカベ	200m
32	伊勢宮ゲレンデ	350m
33	長坂ゲレンデ	700m
34	向林コース	200m
35	柄沢ゲレンデ	3,000m
36	はちまんコース	250m
37	林間コース（ショートカット）	250m
38	長坂連絡コース	1,000m
39	クマタカコース	1,300m
40	キツネコース	650m
41	柄沢連絡コース	1,050m
42	カモシカコース	950m
43	タヌキコース	900m
44	ウサギコース	500m
45	野沢温泉シャンツェ	
46	オリンピックスポーツパーク南原クロスカントリーコース	

ゴンドラ・リフト

1	G	長坂ゴンドラリフト	3,129m
2	G	日影ゴンドラリフト	2,274m
3	Lane	やまびこフォーリフト	1,097m
4	Lane	やまびこ第2フォーリフト	732m
5	L	スカイライン連絡ペアリフト	198m
6	Lane	上ノ平フォーリフト	1,752m
7	Lane	パラダイスフォーリフト	934m
10	L	チャレンジペアリフト	1,223m
12	L	カンダハーペアリフト	872m
14	Lane	日影フォーリフト	523m
15	遊	遊ロード（動く歩道）	288m
16	Lane	日影トリプルリフト	201m
17	Lane	長坂トリプルリフト	271m
18	Lane	長坂フォーリフト	664m
19	L	長坂ゴンドラ連絡ペアリフト	431m

ゲレンデ内レストラン・食堂ガイド

エリア／店舗名	電話
やまびこエリア	
2 レストハウス やまびこ ★	0269-85-3523
3 キッチン セアボス ★	0269-85-3523
上ノ平エリア	
4 上ノ平ロッヂ	0269-85-2603
パラダイスエリア	
5 はくぎん ★	0269-85-2617
6 パノラマハウス楠 ★	0269-85-3894
7 太郎小屋	
8 ポパイ ★	080-7473-8697
9 Peak Treats	0269-85-2124
ユートピア・伊勢宮エリア	
10 ユートピア食堂 ★	0269-85-3055
13 ロッヂ でんぺえ ★	0269-85-3838
16 三井食堂 ★	0269-85-2997
日影エリア	
17 SUNSET TOAST HOUSE Supported by CORONA ★	
33 SUNSET TOAST LOUNGE by CORONA CERO ★	
19 the ANDs ★	0269-85-2275
20 サン・ヤマキ ★	0269-85-2800
21 七良兵衛珈琲 日影店 ★	0269-85-2519
22 カフェ&レスト オリーブ	
23 食事処 かずみ ★	0269-85-2453
32 久保田食堂 ★	090-9668-1105
長坂エリア	
24 山のホテル大瀧レストラン ★	0269-85-4000
25 食処 河廣 ★	0269-85-2458
26 CAFÉ STEP ★	0269-67-0112
27 レストラン カントリーパパ ★	0269-85-2646
28 長野土鍋ラーメン たけさん野沢温泉店 ★	
30 野沢温泉スパリーナ シャンテル ★	0269-85-4567
31 Nagasaka Café ★	0269-85-3166

※★マークの店舗では食事券がご利用いただけます。
※電話は時間帯により繋がらない場合もあります。

スキースクール

スキースノーボードレッスン
TEL.0269-85-2623（8:30~14:45）

無料村内シャトルバス

村内からゲレンデまでの移動はシャトルバスをご利用ください。
■運行期間：2026.12/12㈯～2027.3/28㊐（予定）
※GWの運行はありません。
凡例：シャトルバス乗場 / シャトルバスルート

NOZAWA ONSEN MOUNTAIN RESORT
〒389-2502
長野県下高井郡野沢温泉村豊郷7653
https://nozawaski.com

総合案内	スキー場管理事務所（8:00~17:00） TEL.0269-85-3166
紛失物の問い合わせは	スキーセンター（8:30~16:30） TEL.0269-85-2133
ケガをした時発見した時は	スキー場パトロール本部（8:30~17:00） TEL.0269-85-3456

HOKURIKU COCA-COLA BOTTLING CO.,LTD. Coca-Cola

野沢温泉村スキー場安全条例

野沢温泉村では、野沢温泉スキー場を訪れるお客様が、より安全にスノースポーツを楽しんでいただくことを目的に、全国に先駆けて「野沢温泉村スキー場安全条例」を定めました。これは、村・スキー場管理者にしっかりとした安全対策を確保することを求めると同時に、スキー場利用者に対しても最低限のルールとマナーを守っていただき、楽しい思い出を持ち帰っていただくために定めたものです。

（目的）
第1条　この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。
（遵守義務）
第2条　スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準（以下「本条例等」という。）を遵守しなければならない。
（雪上スポーツの特質）
第3条　スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術を対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。
（スキーヤーの責務）
第4条　スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。
2　スキーヤーは指定管理者が定めた安全対策を遵守するとともに、スキー場職員及びパトロール隊員の指示に従って行動しなければならない。
3　スキーヤーはリフト搭乗にあたり、リフト乗り場に掲示してある注意事項及び運営管理規則を遵守しなければならない。
（スキースクール及びスキークラブの責務）
第5条　スキースクール及びスキークラブ（以下「スキースクール」という。）は本条例等が円滑に実施できるよう、協力しなければならない。
2　スキースクールは、職員及び指導員のほか、スキースクールに入校した生徒に本条例等を遵守させなければならない。
（競技者の責務）
第6条　競技者は、滑走タイムや技術を追求することから、競技を行っていないグレンデを滑走する場合は、他のスキーヤーに恐怖を与える滑走をしてはならない。
（村の責務）
第7条　村長は、スキー場区域を定めなければならない。
2　村長は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
（指定管理者の責務）
第8条　指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。
2　指定管理者は、索道運行に当たり本条例等を遵守するとともに、国土交通省の監督及び指導に従わなければならない。
（雪上車管理者及び雪上車運転者の責務）
第9条　雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車（以下「雪上車」という。）の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。
（入場の禁止等）
第10条　指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。
（捜索救助費用の弁償）
第11条　スキーヤーは、第7条第1項に定められたスキー場区域に属さない区域において発生した事故により捜索救助を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならない。
（環境と景観保全の義務）
第12条　スキーヤー、村及び指定管理者は、自分達が恩恵を受けている環境と景観を次代に残すため、その保全に努めなければならない。
（事故等の通報及び援助義務）
第13条　第7条第1項に定めるスキー場区域において発生した事故の当事者、発見者及び目撃者（以下「事故の当事者」という。）は、パトロール隊員に事故の状況を正確に伝えるとともに、けが人を援助しなければならない。
2　事故の当事者は、自己の所在を告げなければならない。
（補則）
第14条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。
附則
この条例は、平成22年12月1日から施行する。

任意保険 ご加入のすすめ

当スキー場では、万が一の事故やケガ、用品の損害等に備え、事前に任意の保険に加入されることをおすすめ致します。
※保険へのご加入、及び費用負担はお客様ご自身の判断と責任において行ってください。※当スキー場では保険のあっせん及び契約取扱等は行っておりません。